

広島県告示第五百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県庄原市峰田町、同市春田町及び同市上谷町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年法律第五十七号）で定める事項	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年法律第五十七号）で定める事項
是本（三七九八）	急傾斜地の崩壊	是本（三七九八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
元実（三八〇一）	急傾斜地の崩壊	元実（三八〇一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
山家（二三一八〇）	急傾斜地の崩壊	山家（二三一八〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
山家（二三一八二）	急傾斜地の崩壊	山家（二三一八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
大谷（二三一八三）	急傾斜地の崩壊	大谷（二三一八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
大谷（二六五八）	急傾斜地の崩壊	大谷（二六五八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
和魂上（二六五四）	急傾斜地の崩壊	和魂上（二六五四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
和魂下（二六一四七）	急傾斜地の崩壊	和魂下（二六一四七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。